

議案第 35 号

勝山市個人情報保護条例の一部改正について

勝山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、所要の規定の整備を行なうため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

勝山市個人情報保護条例(平成15年勝山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(情報提供等記録の提供先等への通知) 第23条の2 実施機関は、訂正決定等に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供者(番号法第23条第1項及び第2項の規定(同法第26条において準用する場合を含む。以下本文において同じ)に基づいて記録された特定個人情報)を訂正した場合においては、 <u>総務大臣</u> 及び同法 <u>第19条第7号</u> に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	(情報提供等記録の提供先等への通知) 第23条の2 実施機関は、訂正決定等に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供者(番号法第23条第1項及び第2項の規定(同法第26条において準用する場合を含む。以下本文において同じ)に基づいて記録された特定個人情報)を訂正した場合においては、 <u>内閣総理大臣</u> 及び同法 <u>第19条第8号</u> に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。